



八木 正宣

先日、税理士会のソフトボールの対抗試合がありました。練習なしのぶっつけ本番でしたが、キャッチャーとして参加。長男の小学校のソフトボールチームのコーチを降りてから1年、運動らしい運動はせずに来ました。体が動くかどうか不安でしたが、50歳前の体としては、そこそこ動いてくれることに安心しました。同僚からも、お世辞にも褒められ、気持ちの良い一日を過ごすことができました。



名倉 さつき

グリルで使うA社のフライパンを購入しました。SBLスタッフも何人か持っていて、かなり勧められました(笑)グリルでの油なしの揚げ物調理に、ヘルシーで楽ちんと大満足しています。ほかのシリーズもそろえたいな(^^)♪



日浦 遥

家のすぐ近くに製茶工場があります。今はちょうど新茶の時期で、時折、風によって緑茶の良い香りが流れてきます。すがすがしくて爽やかな香りに気分がスッキリして、この季節だけのひそかな楽しみです。お茶づくりが盛んな地域なので、学校の給食に時々緑茶をまぶした香り衣の天ぷらや、抹茶クリームパスタなど、珍しい料理が出てきて、子供達が喜んでます。



松倉 陽子

実家のわんこが3歳になりました。いつも元気いっぱい！でも雨の日はテンション低…。わんこ用のレインコートを着て、トボトボと散歩する姿もかわいかったです。また帰省したら、たくさん遊びたいです。



市村 沙織

タピオカミルクティーが大好きです。十数年前の中国。当時は1杯40円ほどで、うれしくて毎日飲んでいました。まだ日本では手に入らず、中国に行った人がお土産に持って帰ってこれればどんなにいいかと思っていたものです。先日テレビでタピオカブームが来ていることを知り、マイブーム再来。タピオカティーの飲み歩きを計画中です。



田村 奈保子

5月からスポーツジムに通い始めました。といっても回数券会員で、スタジオのゆる～いプログラムにしか参加していないのですが…。あまりの体力のなさや体の硬さ、体重の増加をなんとかしなければ…との気持ちの焦りからですが、とりあえず続けていくよう頑張ります。



古川 和代

ある夕方、庭にいと家の玄関の上のほうからキーキー音がするので見上げると大きな猫のような後ろ姿が。「またうちのインコを狙いにきたな!」と思っていると、こちらを振り返ってびっくり。なんと猫ではなくアライグマ!!しばらくみていると子供をくわえて屋根の隙間から出てきました。繁殖してる!!のちに大工さんを交えた大捕物の末、我が家から引っ越していき、ホッとしました。



谷田 佳子

1年前からテニススクールに通い始めましたが、一向に上手くなりません。上手くなって、上のクラスに移りたいと思う一方、最近と同じクラスの方とも仲良くなり、おしゃべりも楽しくなってきたので、このままでもいいかな、と思うようになりました。これでいいのでしょうか?!



村田 美香

毎年、近くの裏山でアオサギが巣を作り子育てします。そのため我が家は春から夏にかけてアオサギからの落し物がとても多いです。車めがけて落としていきます。黒い車体なのでもうそれはハッキリと見え、隠しようがありません。おかげで朝一で洗車に行く回数がとても増えました。なぜうちの車ばかり狙われるんでしょう…(泣)



福田 宗弘

東京オリンピックの陸上男子100m決勝のチケットを申し込みました。私は大の陸上好きで、海外選手を含めて試合動向は逐一チェックするほどです。また時間ができたら陸上の試合にも出ようと考えていますが、まずはオリンピックのチケットが当たることを祈るばかりです。

SBL通信

税理士事務所 SBL 広報誌
vol.68

SBL PRESS Issue68

ビジネスと生活を応援するSBLの事務所通信



お知らせ
事務所窓から
LINEを使ってお客様とダイレクトにつながる
TAX TOPICS
七転び八お記
福田のファーマーズ愛
編集後記

TAX TOPICS

自筆証書遺言も

パソコンOKに？

お知らせ 2
 事務所窓から 2
 LINEを使ってお客様と
 ダイレクトにつながる 3
 TAX TOPICS
 -自筆証書遺言もパソコンOKに?- 4,5
 七転び八お記 6
 福田のファーマーズ愛 7
 編集後記 8

健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

事務所窓から

打ち上げランチ

確定申告の忙しさも落ち着いた5月。弊所は主婦が多いので、確定申告の打ち上げは毎年お昼にちょっといいランチに行くことにしています。

今年の打ち上げのお店は、駅から離れていてタクシーで向かう予定でしたが、観光シーズンで混雑して道が大渋滞。

「歩いた方が早いよ」とタクシーの運転手さんに言われ、急遽徒歩で向かうことに。

歩くことは想定していなかったのですが、ヒールだったり日傘がなかったり、と思わぬアクシデントに見舞われました。

ですが、気候も良く食前のいい運動になりました。



お店は結婚式などのパーティーの会場になることもあるそうで、壁の色やライトの配置、飾られている絵など、インテリアも楽しめました。

しめしました。

料理が運ばれてくるたびに所員たちの目が光ります（笑）。繊細な盛りつけにため息を漏らし、普段なかなか味わえないような美味しい食事を堪能。日々の業務の慌たしさから解放され、しっかりとリフレッシュできました。『また仕事に家庭に頑張ろう』と鋭気を養う時間となりました。（市村）



＼はじめてみよう！／



お客様とダイレクトにつながる

企業や店舗がLINEを通じて、さまざまな情報を届けることができるサービス『LINE公式アカウント』をうまく使ってみませんか？

普及する『LINE』

現在、日本国内でLINEを使用している人は8000万人を超え、家族間や友人との連絡方法として、いまやなくてはならない国内最大級のSNSへと成長しています。

通常、LINEは1台のスマホで1つのアカウントしか作成することができません。

また、LINEは個人間での利用に特化していて、仕事でもLINEでやり取りしたい時に、個人のアカウントを相手に伝えることに抵抗があったり、お客様からの問い合わせを複数のスタッフで共有することができず、不便なこともありました。

ビジネスでLINEを使う

仕事でLINEを使いたい方は個人用とビジネス用にアカウントを分けることができます。ビジネス用のLINEのことを『LINE公式アカウント』（旧名：LINE@）といいます。



LINE@ から LINE 公式アカウントへとシステムが変更になったために、現在、LINE公式アカウントの運用はAndroid用アプリとパソコンのみ。残念ながらiPhoneなど

iOSへの対応はもうしばらくかかりそうです。料金設定は「フリープラン」であれば無料で活用でき、有料プランでも予算などに合わせて費用を調整することが可能です。

ビジネスツールとしてLINEを利用し、顧客とのコミュニケーションを積極的に取ることで『濃くつながる』ことが可能になります。

例えば、美容室の予約をLINEからできたり、塾や習い事の教室が急遽休みになる場合にお知らせを一斉送信できます。

LINE公式アカウントの基本的な機能

メッセージ配信

登録していただいたお客様にお知らせやメッセージなど一斉送信が可能。新商品の情報やキャンペーン情報など、ユーザーにとってメリットのあるメッセージを送ることで集客につなげることができます。

LINEチャット

従来のLINEと同じように1:1のトークもできるので、気軽に問い合わせなどが受けられます。管理者を複数登録できるので、社内スタッフ全員でお問い合わせ内容を共有することも可能です。

この他にもビジネス向けのサービスがいろいろあるのでうまく活用して、顧客満足度をあげてみてはどうでしょうか？（古川）

SBLのLINE公式アカウントはこちら

SBLも導入しています。よろしければ『ともだち登録』をお願いします。



自筆証書遺言も パソコンOKに？

2019年1月から段階的に相続に関する法律が大きく変わります。今回は遺言書についての改正についてご説明します。

遺言書とは

遺言書とは自分の財産を誰にどれだけ渡すか、生前の意思表示を、民法によって定められた方式に伴って作成された法的効力を持つ文書です。きちんとした遺言書を残すことにより、遺族のトラブルを未然に防ぐことができます。

遺言書の種類

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があり、書き方や作成費用なども変わります。一般的には自筆証書遺言、公正証書遺言が多く作成されています。

(1) 公正証書遺言

公正証書遺言とは、公証役場で作成する遺言書です。遺言者が口頭で内容を伝え、公証人が遺言証書を作成し、捺印します。公証人が関与するため、家庭裁判所の検認手続きは不要です。

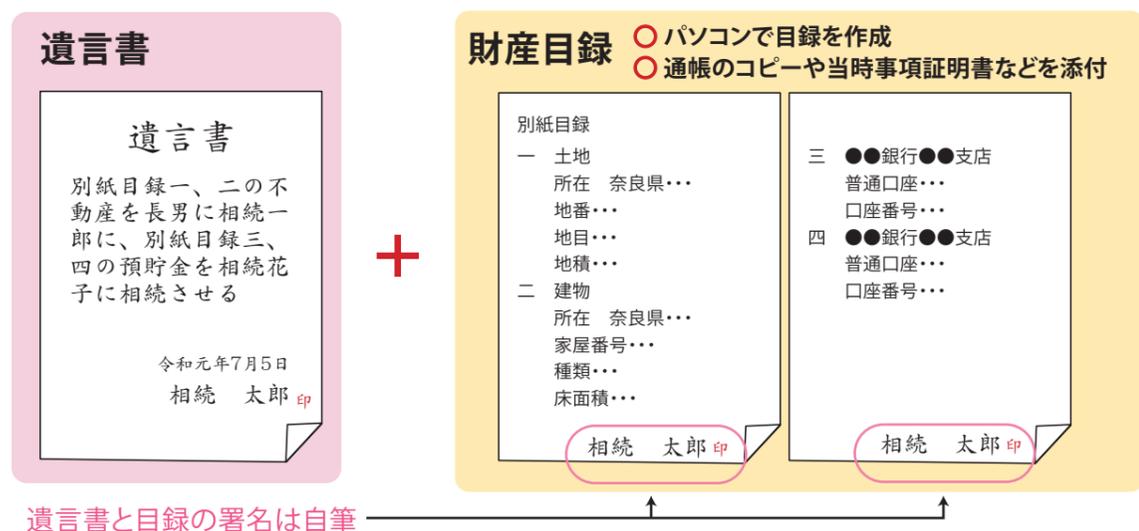
(2) 自筆証書遺言

自筆証書遺言は、遺言者がすべての文を自筆で作成します。また遺言書の執行にあたっては家庭裁判所の検認の手続きが必要になります。

自筆証書遺言のルールが変更

今回の相続改正で変更になったのは自筆証書遺言についてです。

今までの自筆証書遺言は、遺言者が遺言書の文章、日付および氏名をすべて自ら書



かなければいけません。不動産や銀行口座など、多くの財産がある場合、その住所や口座名などを全て自筆しなければいけないので、非常に手間がかかり、遺言者にとって負担が大きいものでした。

改正により今年の1月13日から、財産目録については、パソコンなどで作成しても、通帳などのコピーでもよくなりました。

ただし、財産目録のすべてのページに遺言者が自筆で署名して、押印をする必要が

あります。

これにより遺言書作成の負担が大幅に軽減されるでしょう。

今回の改正や2020年7月にはじまる法務局での自筆遺言書の保管制度により、ここ数年増加傾向にある自筆証書遺言の利用件数がさらに増えていくと思われます。(古川)

2018年7月に相続法(民法)の大改正が行われ、その施行日が決まりました。残された配偶者や家族が安心して安定した生活を送れるよう、新しい制度が導入されます。主な改正事項を施行日順にご紹介します。

2019年1月から段階的に施行

改正法の施行日は原則2019年7月1日ですが、一部の規定については施行日が異なります。

2019年1月13日～

・自筆証書遺言の方式を緩和する方策

財産目録をパソコンで作成する、あるいは通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を添付する方法により、自筆証書遺言を作成できます。

遺留分減殺請求によって生ずる権利が金銭債権となります。また、遺留分侵害額の算定の際の相続人への贈与持戻しは10年分になります。

2019年7月1日～(原則)

・遺留分制度の見直し
・遺産分割前の預貯金の払戻し制度
・相続の効力等に関する見直し
・特別の寄与等の規定(一部の規定を除く)

遺産分割前であっても、預貯金債権のうち一定割合(上限150万円)については、家庭裁判所の判断を経ずに、相続人が単独で金融機関において払戻しできるようになります。

遺言等による相続財産で法定相続分を超える部分について、第三者に対抗するには登記等の対抗要件が求められるようになります。

2020年4月1日～

・配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等

相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた配偶者が、終身または一定期間、その建物を無償で使用できる権利です。

2020年7月10日～

・法務局における遺言書の保管等

自筆証書による遺言書を法務局で保管できるようになります。これにより、自筆証書遺言書の紛失や改ざんなどのリスクが減り、無用な相続の紛争を防ぐことができます。



税理士受験⑩

～同じ過ちの繰り返し～

自分自身へのおごり

僕は消費税法の試験時間を40分以上残して問題を解き終えていた。

余った時間は、問題用紙の余白まで使って、これでもかというぐらいに、理論問題の補足文章を書きまくっていた。本来なら、余った時間は見直しをする時間に充てるべきだ。40分あれば、計算問題のやり直しは充分できていたはずだった。

だが、直前の模試でもほとんど計算問題を間違えていなかった僕は、本番の解答の見直しをおろそかにしてしまった。

おごった気持ちが僕の失敗の原因だった。

ゴールデンタイムの終了

ともかく当初決めた2年4ヶ月の受験専念期間は終わった。税理士になるための5科目のうち4科目、80%というところまでできた。

これ以上は金銭的な問題と、社会から離れたままにいることへの抵抗感がある。

ただ僕は、仕事と勉強を上手く両立させる自信はなかった。その自信があれば、以前働いていた姫路の会計事務所を勉強のために辞めてはいない。

なるべく勉強時間を確保できるように、残業の比較的少なそうな神戸の会計事務所働くことにした。

気持ちは100%勉強から100%仕事へ

いざ、働き始めると気持ちは仕事の方へと

すぐに移った。目の前の仕事に集中している間は受験のことを忘れることができた。

消費税法は覚える理論問題の量も少ないし、前年に一度、理論問題30題すべてを丸暗記したという自負がある。

結局、試験の直前まで全くテキストを開くことはなかった。

追い込みの1週間

そして一年たち、また試験の時期を迎えた。試験前に仕事を一週間休み、勉強に集中することにした。一年の間、試験勉強をしていない僕は、ギアをトップに入れて猛烈に勉強を始めた。

一週間で計算問題のおさらいと理論問題を暗記しなければならない。一日20時間体制で、書いてはそらんじて、必死に取り組んだ。『ようやくこれで何とかなる』と感じたのは試験前日の昼だった。本当にギリギリ間に合ったという感じだった。

それまでは『一度覚えたのだからできるだろう』という自信と『一週間で全てを暗記できるだろうか』という不安がないまぜになった苦しい一週間だった。

懲りない僕

そして、試験当日・・・なんと、また落とし穴にはまってしまった。同じ失敗を繰り返す、学習能力のない懲りない僕だった。

先のないトンネル

一年前の自分にとって税理士試験合格は手が届くところにあった。

しかし、2年連続の過ちに、合格が遠い存在に感じられた。出口の見えない真っ暗なトンネルを歩いている自分がいた。(八木)



福田のコーポラーツ愛

将来のための選択

吉野川分水の通水

6月1日から吉野川分水(以下、分水)の通水が始まりました。もともと、奈良盆地は雨が少なく、大きな川もないため、稲作用の水の確保のために古くから多くのため池が作られました。

しかし、それでも水が不足することから、どうかして吉野川(紀の川)の水を引けないかと、江戸時代に名柄村(今の御所市)の庄屋・高橋佐助が分水を作る構想を練りました。佐助が考えた分水計画は、いろいろな問題が山積みになり、実現しませんでした。

それから300年あまり、吉野川から新たな水路を引く大規模な工事を経て、悲願だった分水が昭和62年完成しました。これにより奈良盆地の水不足が解消され、豊かな水のおかげで稲作が発展してきました。

ですが、現在の奈良県では多くの地域で高齢化により、水田の維持自体が難しくなっています。耕作放棄地となれば、せっかくの分水も役割を果たせません。私は少しでも地域のためになればと、近所の方からのご依頼で預かった水田も耕作しています。

就職活動解禁

今年の6月1日は、もう一つ重要なイベント「就職活動の選考解禁」の解禁日となっています。経団連の倫理規則の変更で、就活解禁日が度々変更されますが、今年は6月1日から2020年4月入社の新卒採用を確保するため、大手企業が一齐に合同企業説明会、個別企業説明会を開催しました。

少子化が進み、人材確保がますます難し

くなる中、我先にと優秀な学生を確保するため、内定時期を早める企業も多くみられます。

今後、団塊ジュニア世代(1971年-1974年生まれ)の大量退職も待っており、都市部の大企業に人材が取られ、地方の中小企業の人材確保はますます難しくなるのではないかと危惧されます。

家業を継ぐのか、

それともM&A(第三者承継)か

子供は親の背中を見て育ちます。将来どんな仕事したいのか、どんな仕事に適性があるのか。その選択として、親の仕事、家業はある程度影響すると考えます。

一方、働き方の多様化、働く環境の選択肢が増加する中で、地元で家業を継ぐということは相当な覚悟が必要になるのではないのでしょうか。

私も知見を広めるため、一度、就職で上京しましたが、高齢化が進む地元の産業をどうにかしたいと考え、奈良に戻ってきました。しかし、その決断を下すにあたっては、覚悟を決めるために数年を要しています。

事業を承継する方法は、これまで親子間継承が基本となってきましたが、子供が家業を継ぐことが簡単ではない昨今、第三者承継(M&A)も選択肢の一つとして検討する必要があると考えています。(福田)

